

手数料の返戻金制度について

採用決定者が入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は甲に対し、次の基準で本件報酬を返還するものとする。

入社辞退、退職、解雇が

入社後1ヶ月未満の場合： 本件報酬の100%

入社後1ヶ月以上3ヶ月未満の場合　：　本件報酬の50%

入社後 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満の場合　：　本件報酬の 20%

但し、採用決定者の死亡・病気など不測の事態による場合ならびに甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。

返戻金制度は双方協議のもと、状況に応じ、変更できるものとする。

変更の場合は、別紙覚書にて定めるものとする。

許可番号： 40-ユ-301029
福岡県北九州市小倉北区京町 2-7-7 ONO ビル 3F
ネストライブ株式会社